

仕 様 書

1 業務名

Go To トラベルを活用した瀬戸内域内旅行促進事業

2 実施時期

契約締結の日～ 令和4年3月31日（木）

3 業務の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という）は、瀬戸内を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）が合同して瀬戸内ブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目的としている。

新型コロナウイルス感染症の拡大により旅行需要が低迷している中、瀬戸内地域の観光活性化を目的に、Go To トラベルの再開を見越した上で、再開期間に合わせた瀬戸内域内への周遊旅行を促すキャンペーンを実施する。

4 業務の概要

上記の目的を踏まえ、以下の業務を遂行すること。

(1) 瀬戸内旅行の写真投稿キャンペーン

機構が所有する「瀬戸内 Finder」の SNS アカウント（下記参照）において、Go To トラベル再開時に合わせ、瀬戸内 7 県の旅行と写真投稿を促し、条件を満たした応募者から抽選で瀬戸内の産品をプレゼントするキャンペーンを実施する。キャンペーンの告知は SNS による投稿に加え、専用の特設ページも製作し周知すること。

(2) 広告配信

SNS 広告等を活用し、キャンペーンの告知強化と特設ページへの流入促進を図る。

(3) その他事務対応

キャンペーンのプレゼントを当選者に届ける為に必要な事務対応を実施すること。具体的にはプレゼントの選定・手配・発送対応と、キャンペーン応募者の管理・抽選・連絡対応等を行う。

また、応募時に必須回答のアンケートを実装し、機構が指定するヒアリング内容を応募者へ行い、その結果を取りまとめること。

(4) 月例報告

毎月 3 営業日までに、月単位の事業進捗状況と広告効果を計測した月例報告書を提出すること。

(参照) Facebook アカウント : <https://www.facebook.com/SetouchiFinder>

Instagram アカウント : <https://www.instagram.com/setouchifinder/>

5 内容の詳細

詳細は次の通りを想定しているが、さらに事業効果が上がるように事業内容を検討し、提案すること。また、期間内だけの誘客に留まらず、継続的に国内外の誘客に活かすことのできる事業内容を提案すること。

(1) ターゲット

20~70 代の瀬戸内域内在住者を想定し、近隣旅行を促進する。

(2) 投稿テーマ

瀬戸内らしい宿・温泉・自然・グルメ

(3) 期間

Go To トラベルの再開に合わせてキャンペーンを実施する。期間は 2 ヶ月程度とする。委託期間内に Go To トラベルの再開が見通せない場合は、2022 年 1 月上旬を目途にキャンペーンを開始する。ただし、緊急事態宣言が発令する等、事業の目的が遂行できないと判断した場合は、事業内容の変更や中止の対応を取る場合がある。

(4) キャンペーンの応募条件

- ア キャンペーン期間内に対象地域を訪れ、Facebook、Instagram のいずれかで写真を投稿すること。写真の枚数は問わない
- イ 指定するハッシュタグを付けること
- ウ テーマに沿った写真を投稿すること
- エ 居住県外の宿泊を伴う旅行をすること
- オ 特設ページ内の応募フォームから応募をすること

(5) プレゼント

県をまたいだ移動を促進するために、プレゼントは県毎に用意し、応募者が宿泊・投稿した県の全てをプレゼントの対象とする。プレゼント内容は瀬戸内 7 県それぞれの地域産品を提案すること。

(6) アンケート内容 (機構にて Google フォームを活用し作成予定)

- ・年齢
- ・性別
- ・住まいの県
- ・旅行人数
- ・旅行をした日
- ・旅行した県 (複数回答)
- ・宿泊した県 (複数回答)

- ・泊数
- ・交通手段
- ・交通費
- ・宿泊費
- ・現地消費額
- ・今回の旅行の満足度(点数評価)
- ・投稿をした SNS アカウント名

(7) 機構事業との連携

今期実施事業である「『新たな旅のスタイル』に対応した瀬戸内らしい滞在コンテンツ企画開発・流通環境整備事業」と連携し、本事業で製作する特設ページ内に開発したコンテンツの紹介を含めてデザインし、販売ページへのバナー誘導を行い、コンテンツ販売の強化にも繋げる。

6 目標

(1) アウトプット

- ア 広告表示回数 300 万回以上
- イ 機構 SNS での告知回数 計 10 回以上

(2) アウトカム

- ア 平均旅行消費額（交通費除く） 36,000 円以上
- イ キャンペーン抽選対象投稿件数 360 件以上
- ウ 特設ページアクセス数（広告クリック数） 36,000 回以上

※平均旅行消費額（交通費除く）は、アンケートからヒアリングし集計

※参考：「じゃらん宿泊旅行調査 2020」より、2019 年度の瀬戸内 7 県における平均宿泊費＋平均現地消費額は 35,985 円

7 執行体制

上記業務の実施にあたって、機構に対して、サポートや総合的な助言を行うことが可能な体制を整えること。また、その実施体制については提案書に記載すること。

8 注意事項

(1) 情報セキュリティ対策

- ・情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。
- ・セキュリティ上の脅威が検知された場合に、機構へ速やかに連絡できる仕組みを構築すること。

- ・当業務遂行にあたり収集した個人情報については、法律等の規定に基づき適切に管理すること。また、万が一漏洩等、事故が生じた際はすみやかに機構へ報告すること。
- (2) 制作物に関して著作権並びに所有権は当機構に帰属するものとする。

9 報告書の提出並びに成果物の納品

委託期間の実施内容・効果検証や分析・考察・次年度以降の提案を含めた実施報告書を提出すること。成果物がある場合も同様に提出すること。

- (1) 提出物 事業実施報告書 2部および電子データ
- (2) 提出場所 一般社団法人せとうち観光推進機構
- (3) 提出期限 令和4年3月28日(月)

なお、報告書の提出にあたっては、事前に監督職員の承認を受けること。

10 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務終了後の完了払いとする。また計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書から、その費用を差し引いた額で変更契約することとする。

11 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により機構に事前に報告するものとする。

12 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (3) 上記(1)(2)の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

(4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

13 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が発生した場合は、その都度、機構と協議の上処理すること。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- (3) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名、契約種別、契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

(一社) せとうち観光推進機構

担当：長本

TEL：082-836-3217